

「ふくしまスイーツ・プレミアム」認証品 PR 事業業務委託仕様書

1 事業名

「ふくしまスイーツ・プレミアム」認証品PR事業業務委託

2 目的

福島市産農産物等を活用したプレミアムなスイーツをブランド認証する「ふくしまスイーツ・プレミアム認証制度」の知名度向上及び認証品の販路拡大を支援し、本市のイメージ向上、農業の振興、地域経済の活性化へ結びつけることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

4 委託場所

福島市の指定する場所

5 委託業務の概要

- (1) 体験等企画実施
- (2) 情報発信コンテンツ作成

6 業務委託内容

- (1) 体験等企画実施

- ①首都圏における販売会実施

- ・首都圏の百貨店等でのテスト販売の企画・広報・運営の一切を行うこと。
 - ・広報にあたっては、web広告やチラシ等を併用し、効果的なテストマーケティングができるよう留意すること。

- <成果品>

- ・首都圏の百貨店等でのテスト販売の実施 1 か所以上及び延べ2日以上

- (2) 情報発信コンテンツ作成

- ①公式ホームページによる認証品紹介

- ・公式ホームページを制作し、全ての認証品を紹介すること。
 - ・上記首都圏販売会等トピックについて新着記事で紹介すること。

- <成果品>

- ・公式ホームページの制作

②Instagramの運営

- ・スイーツ・プレミアムの専用Instagramを活用し、認証品の特徴やトピックスなどを定期的に情報発信を行うこと。
- 市からの依頼があれば、それにしたがって情報を発信すること。
- ・福島市の地酒（金水晶酒造店、イエロービアワークス、土湯どぶろく）とのペアリングに関する発信及びテスト販売前の発信は必須とする。

<成果品>

- ・専用Instagramにおける記事発信 14回以上

③認証品販売店への調査

- ・認証品販売店へ、今年度の売上の推移（昨年度比）について調査し、報告書にまとめること。
- ・売上データ等に基づき調査を実施した上で、分析を行うこと。

④その他ブランディングに寄与するプロモーション

- ・受注者の強みを生かした上記以外のプロモーションを必ず1件以上企画し、提案すること。
- ・プロモーションは市内在住者向けではなく、市外・県外をターゲットとすること。

<成果品>

- ・受注者により提案すること。

7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制・業務主任等

- ① 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ③ 受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における福島市職員の旅費及び発注者が行う広報経費等は除く。

(3) 仕様の変更等

受注者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(4) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容・活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(5) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(6) その他

- ① 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- ② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。

8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は福島市に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

業務終了後10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。

(2) その他、発注者が必要と認める資料

9 守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。発注者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

10 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 所管課

福島市 商工観光部 観光交流推進室

電話：024-572-5718

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp